

京之水

麟之卷

216

牛

麟之卷

京之水

序



夫景慕古人祖述先王仁
洋乎心醉君子之所崇也
鑽仰晚近弊風玩索新奇
如食甘蔗小人之所據也
經曰非先王之法服不敢服



非先王之法言不敢道蓋
采法乎典藉擇則於古
言禮典有闕必索搜方策
時移乃違則邈泐禮文以
補之脫漏而後為得焉是
先王之道法而古今所依

因之正路也頃日秋里子
考訂平安城舊圖暨大內
裏圖且編纂京之水二卷
以為二圖之釋解以附之
于及可謂勤矣刻成問序
於余之採而閱之則雖纂尔

小冊子哉 亦足以助博古故
聊書所以崇古以返々云
寛政庚戌冬至之日

平安大江資衡撰



京のゝ
リノノミキ
鹿之卷

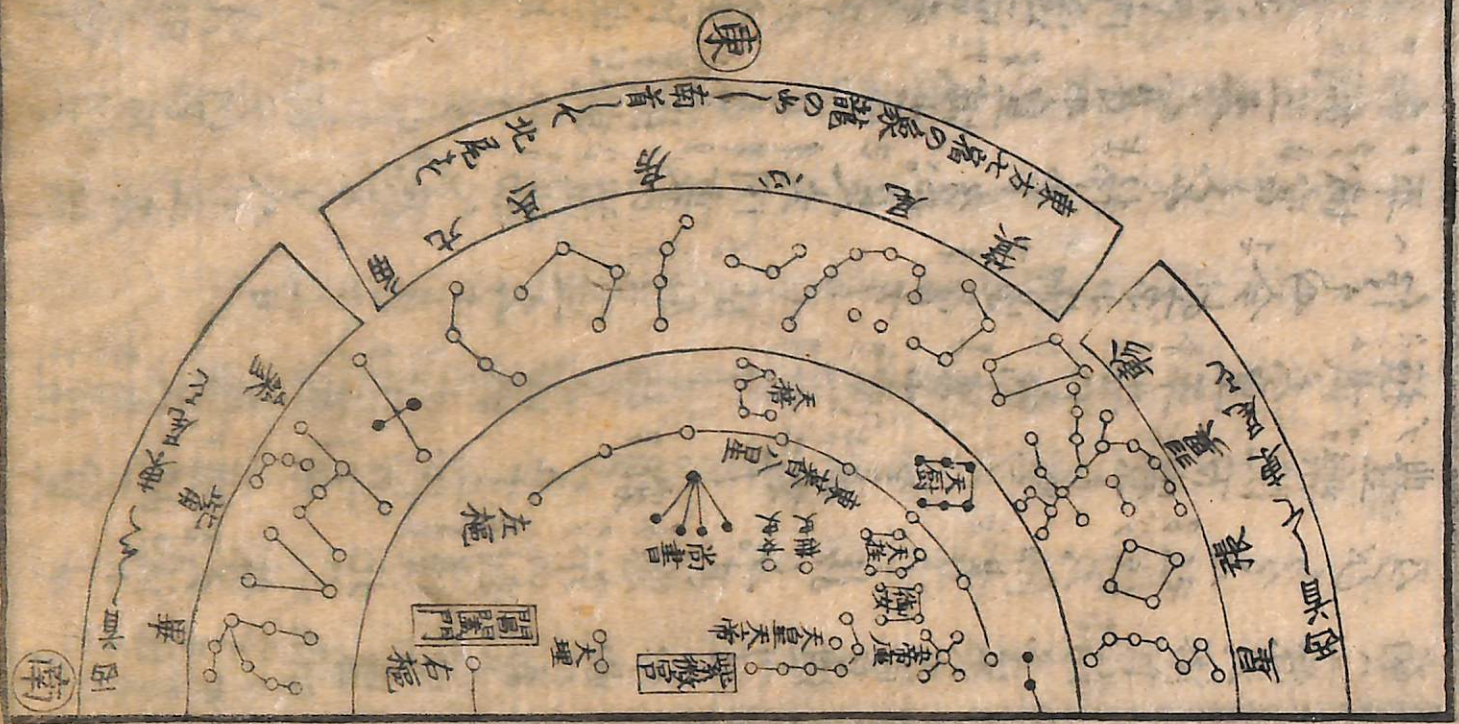
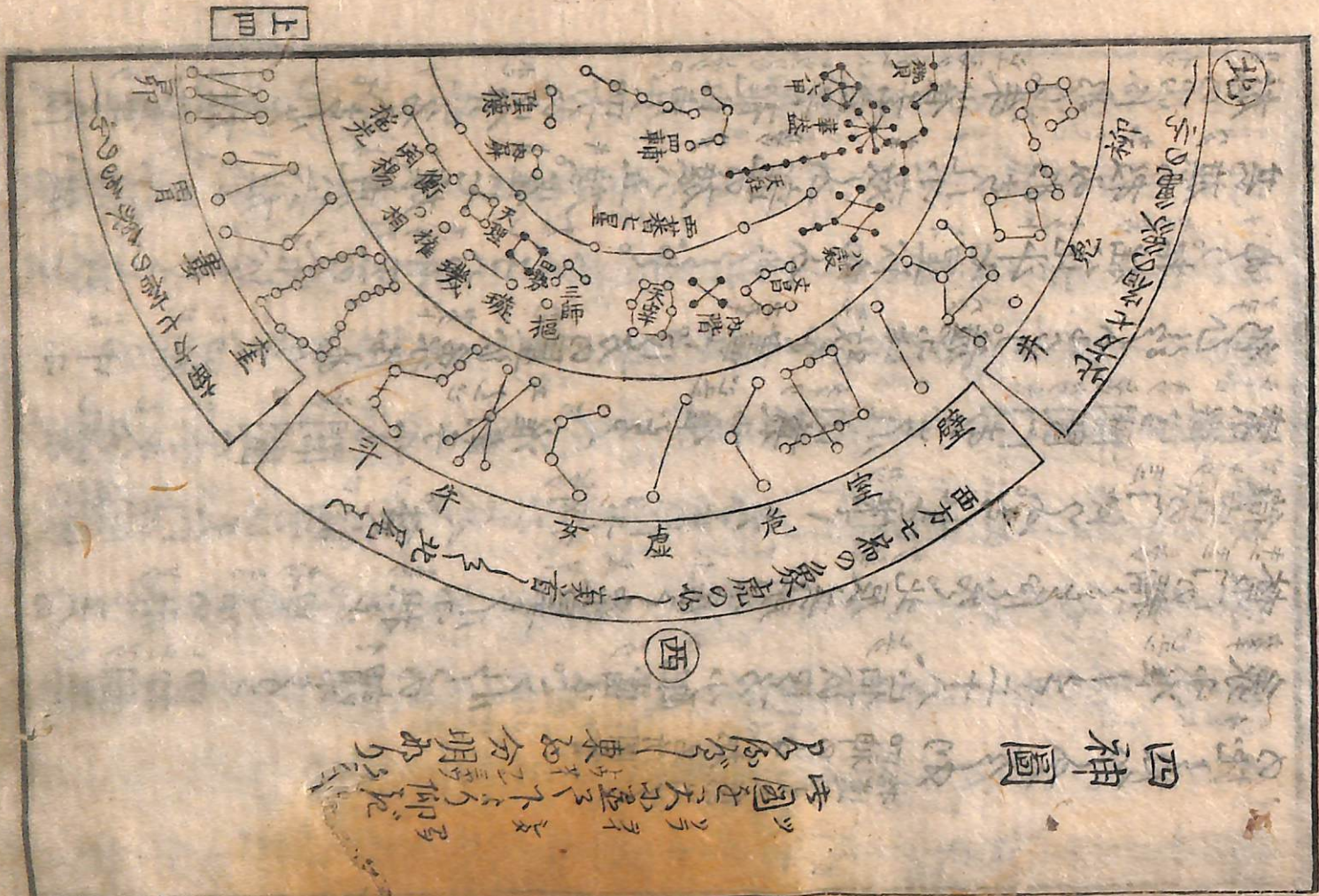
洛下秋里 舜福湘夕編

平安城興基

冬穴夏巢の時ハ知ら人皇ハ肇
神武天皇天下ヲ王た
速ニ神代ハ蹤ヲ日向國宮
草昧ニテ封域ハ備ニ定ラ
定ナリ後ニ雨後四門ヲ
阿多根命ハ居タ
高天原ヲ隱シ
北極ヲ
陸奥國津輕
九州肥後

四神圖

此圖之天宮星宿
凡欲知者一東一西分明如



大肉裏

大内裏と申奉は。文武天皇慶雲年中、大内裏に上郡北
西の方、初に造営あり、九重の闕を有し。
和銅三年二月、皇城とて、完成あり、是れ都なり。
平城宮とて、稱し、是れ大内裏の監觸也。其より八十三
年、今、此京に御造営あり、延暦十三年十月廿三日
桓武天皇平安の朝、宮を遷す。其時、大内裏及び八省院
豐樂院、百寮あり、完成し。額ハ五十二代之章、嵯峨天皇
及び多々弘法大師書し、其惣郭の封境北ハ一條大路あり。
南ハ三條大路あり。東ハ大宮通り、西ハ西大宮通り。
今、千本通り、西に町あり。

新勅
 白雲の九をある山峯あれと大内山といふやをある山
 續古
 九をある大内山のいふやをある山
 前太政大臣
 中絶言兼補
 南北十町不經^{ワタリ}東西八町不縛^{ヨコタ}
 大内山。大宮。下。玉。ま。た。庭。紫。庭。
 雲井。や。み。お。大内。の名。ある。

道風の首にまゝう踏多。道風驚く仰たる。かたや履の鼻書
入る其人入へどもあんなひ侍人々

美福門 五間 三戸 皇城南面之門の中より朱雀門の南あり。壬生氏

おれが造る。洛陽壬生通のあつて壬生御門ともいふ

皇嘉門 五間 三戸 皇城南面之門の中より朱雀門の西あり。若大耳氏

これを造る。長安の壬生通の當り。拾芥抄に雅樂寮御門と。之門も若大耳

二條大洛に緯ふ。あつての額ハ弘法大師の筆蹟と著聞集ある

陽明門 五間 三戸 皇城南面之門の中より近衛通出水の當り近衛御

門とも称す。山氏を造る

待賢門 五間 三戸 皇城南面之門の中より中御門大洛の南あり。中御門

とも称す。建部氏を造る

郁芳門 五間 三戸 皇城南面之門の中より大炊御門通屋町あり。今

大炊御門とも称す。的氏を造る。之門の額ハ嵯峨天皇の宸筆

あり。日本三筆。嵯峨天皇。弘法大師

談天門 五間 三戸 皇城南面之門の中より一名馬寮御門と稱す。内

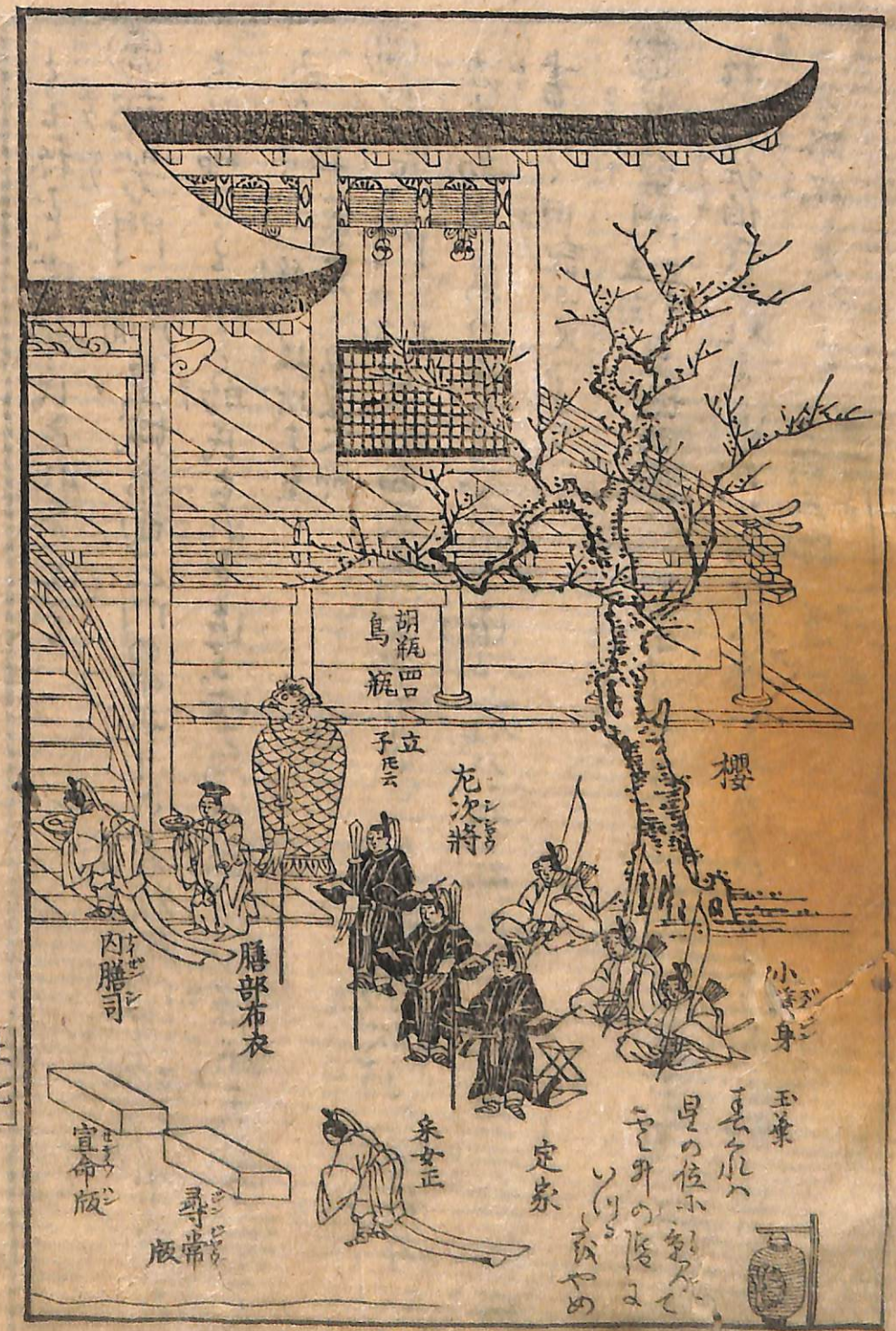
左右馬寮あり。壬生氏を造る。額ハ初弘法大師。後小野美材

書と旧記ある

藻壁門 五間 三戸 皇城南面之門の中より長安中御門の南あり。西中御門

移す。佐伯氏を造る。額ハ天德三年五月七日。小野道風書。日本略紀あり。本朝三跡。道風。行成。

元日の御節會ハ
 持統天皇五年初
 公卿之内裏の宴
 日本紀云々



上七

⑤殷富門五間皇城西面三門の中一に長安近ハナハタはみゆれに西近ハナハタ御門と移ハナハタ。伴橋部氏ハナハタを造る。額ハナハタ小野美材書ハナハタ。
⑤偉駿門五間皇城北面三門の中一に中央ハナハタへ猪養氏ハナハタを造る。額ハナハタ橋逸勢書ハナハタ。舊ハナハタ玄武門ハナハタといふ。
花山院ハナハタの寺ハナハタ佛道ハナハタ入ハナハタ御落飾ハナハタの時ハナハタ各ハナハタ門ハナハタより出ハナハタ御ハナハタ。
たもハナハタ安倍晴明天文ハナハタに觀ハナハタをハナハタにハナハタ奉ハナハタとハナハタ雨ハナハタ後ハナハタ門ハナハタをハナハタとハナハタ。
俗ハナハタ不明門ハナハタといふ。
⑤達智門五間皇城北面三門の中一に東の方ハナハタへ丹治比氏ハナハタを造る。額ハナハタ同ハナハタに逸勢書ハナハタ。
⑤安嘉門五間皇城北面三門の中一に東の方ハナハタへ海犬養氏ハナハタを造る。

一名兵庫寮御門と移ハナハタ。右の方ハナハタ兵庫寮ハナハタあり。同ハナハタに逸勢書ハナハタ。
○四方合ハナハタを皇城の十二門ハナハタといふ。都ハナハタ東ハナハタ日披ハナハタ三條之廣路ハナハタ立ハナハタ二之通ハナハタ。
門ハナハタ云ハナハタ所謂三條ハナハタ一方ハナハタ三條ハナハタ。⑤上東門ハナハタ東面陽明門ハナハタの北ハナハタより土御門ハナハタ。
と移ハナハタ上東門ハナハタ左傳ハナハタ定公八年ハナハタの篇ハナハタ出ハナハタ。杜ハナハタ註ハナハタ魚ハナハタの東城ハナハタの北門ハナハタあり。又ハナハタ。
文選ハナハタ冠ハナハタ籍ハナハタ十七首ハナハタの詩ハナハタ日歩ハナハタ出ハナハタ上東門ハナハタ北望ハナハタ首陽ハナハタ岑ハナハタ註ハナハタ日洛陽ハナハタ。
の東門ハナハタ⑤上西門ハナハタ殷富門ハナハタの北ハナハタより土御門ハナハタと移ハナハタ。
皇城ハナハタの中央ハナハタ北關ハナハタ禁裏ハナハタなるハナハタ又鳳闕ハナハタ前ハナハタ大政官ハナハタ八省院ハナハタ豐樂院ハナハタ。
り。其外ハナハタ不寮ハナハタの官舍ハナハタ魏ハナハタ々ハナハタ々ハナハタ東の方ハナハタ神祇官ハナハタ園ハナハタ韓神社ハナハタ廩ハナハタ。
院ハナハタ雅樂寮ハナハタ侍從所ハナハタ主計寮ハナハタ民部省ハナハタ式部省ハナハタ主税寮ハナハタ中教ハナハタ省ハナハタ陰陽ハナハタ。
寮ハナハタ宮内省ハナハタ大炊寮ハナハタ將監院ハナハタ大膳職ハナハタ前坊ハナハタ左兵衛府ハナハタ左近衛府ハナハタ外記ハナハタ結政ハナハタ。
酒殿ハナハタ子ハナハタ場ハナハタ職ハナハタ曹子ハナハタ梨本ハナハタ内教坊ハナハタ主殿寮ハナハタ縫殿寮ハナハタ内藏寮ハナハタり。



○修明門 皇居南面建北門の西なり。右馬陣と云ふ。又右廂僻仗門と云ふ。

○朝平門 皇居北面なり。縫殿陣と云ふ。又宮北面僻仗中門と云ふ。

文華秀麗曰 奉拜掖庭間隔尚書

朝平門衛不敢入別有殊恩并掖庭
美女花簪傳芳命一言猶是撥骨情

野岑守

○式乾門 皇居北面朝平門の西なり。一名西廂僻仗門と云ふ。

○建春門 皇居東面なり。左衛門陣と云ふ。一名宮東僻仗門又外記

新撰朗詠曰

元日の宴公賜ふ
不醉爭辞温樹下建春門外雪埋春

善相公

○宜秋門 皇居西面なり。右衛門陣と云ふ。一名西面中門と云ふ。

宮城内門 皇居二重目の

○義明門 五間 紫宸殿の前庭なり。南面内門と云ふ。建禮門の扶桑略記

小曰應和元年小野道風殿上於承明門の額を書き云 江家次第曰

節會雨儀於義明門壇上奏樂。同曰元日節會義明門内東西掖東

西行各立七丈幄二字 下畧

○長樂門 義明門の東なり。左廂門と云ふ。江家次第曰元日節會長樂門

南面東掖第一間東柱下設外辨親王公卿座

○永安門 義明門の西なり。右廂門と云ふ。江家次第曰佛名列立永安門壇下

○玄暉門 朝平門の内なり。宮北面僻仗内門と云ふ。

○安嘉門 玄暉門の東なり。拾芥抄云安嘉門と書ハ 東廂門と云ふ。

○左近櫻^{サコシサクラ}比^ミ屋^{ハシ}の^ミ階^{ハシ}の^ミ堂^{ハシ}を^ミお^ミわ^ミる。南^{ミナミ}殿^{テン}様^{サマ}と^ミを^ミ比^ミ階^{ハシ}様^{サマ}と^ミも^ミ不^ミ歷^{ハシ}代^{サマ}編^{ハシ}。

年集成ナシヤセニ曰イハレテ南岳ナノウケ様ハ舊モトムキ極ムキあり。桓武天皇遷都ヘンブツの時トキ々々植ウエりあり。

禁秘抄キンヒセウ曰イハレテ貞觀テイカンの頃キカレ樹枯キる根ネをチ絶ハツガふ萌モユ出デるをサカソヘタマフ坂上サカノヘ龍守リウシュ勅ミコトノリを
うけとらんぬとせん枝葉エダエ再び榮サカエふるやあり

南殿の穢を本府より極傳付
大内の表仕たすより傳ふべし

いり
のまにわたりし
又まゝに
市代
左近大將
為教

ウ
コ
ン
タ
チ
ヤ

○右近橘同ド三ハレモトに階下小なり。臨階橘三ハレモトより下、編年集或曰此樹キを原モト

橘大夫と稱せしもの後園此木一枝ありたぬどーく大徳の末子

乃ふありと我。又小一條老方居記曰ニ舊本之ハ泰保國ありと云

延文百首

はるきみちの右もをうねぬ花櫓をあらうくすや
 長永実後

○日華門南殿の南大庭東向門をいふ、春興、宜陽、兩殿の
間なり。左近陣といふ

上十二

使^シ經^{ヘテ}宜^キ陽^{ヨウ}殿^{テン}壇^{タン}著^{ツク}版^{バン}祿^{ロク}所^{ショ}設^{セツ}日^{ニチ}華^カ門^{モン}內^{ナイ}南^{ナン}腋^{エキ}云^云 陣座^{ジンザ}の式^{シキ}宮^{ミヤ}記^キ

○月華門ゲツク 門カド 所トコロ 西ニシ の方カタ 小コ 所トコロ 安福ヤフク 校書ギョウショ 江次第エノチノリ 曰イハレ 年号ネンガウ 改元カイゲン 日ヒ 大臣オウシ 泰陣タイジン 定申サダメモウ

○仁壽殿 九間 四面 東殿の北より
仁壽殿東庭相撲召合式
江家次第より

為仲集

吉也 久といふ鳴らん 和とく 幾久あふふ 万の 万の 万の 貫之

○兼香殿 九間 四面 仁嘉屋の北あり

家集

延喜十八年承香履の傍屏凡の分
梅花さくちと称もりふのこふ梅水と称をみえりふ
黄之

○常寧殿 九面 兼香殿の北より
とよりとより

玉葉

延長六年十月女房常寧殿の侍すかゝ菊入を町をみ侍る
さく霞のうきをみえとト各々ナ菊花吉印さくらなりかゝり式
まじふ

○貞觀殿 常寧殿の北に在る
街通殿

已上五殿起于南行于北皆卯酉建之

同鈇曰ヨル

3. 17

ろわいかいともとのふふあくる人あう市帳のうとふつの二あとのふふか

みかへり座の御座も同一席いふとまふよそをふさぐたの下

きんばさんといふ三尺斗ぬくほろあさうー古老の傳ふあさうー

長曆御記
中畧
夜のおとふむのおとふむ
おとふむおとふむ

むとつゝ左右の弓場弘ゆくと

禁祕御鈔目

鬼明

二間格子也。南間常不上有覆簾卷之其内
南北行立御厨子置御膳具南壁白澤玉切

鬼ヲ繪ヲ櫛形者小障

際交桂有之

抹示腋祕鈔目

其臺を人あふ之間あり。マサカニお于飯のとは一る不支めん之帖也

一々かくれり。右隣子のおえに話いゝをう所。関白那と云ふた所。

なりハ情心一のそんまき好ふ。元三あとおとけりハ今歩小上臈

此面は候也。南二弓小阿多。候。一。又。一。一。中。小。大。人。

一 御成金所の所々に諸物御成金所。夏元火櫃あり。如事幸

榎崎と屋上の如く亭柱の次は、
 其の歩道一を歩み其の歩道の

とそ隣子あり官すあり法一の間此で就て爲あり二君に梁布

まゝとあり。肉ははへを膝子なり馬うて不修なり。今の坐貫子は馬形の

陸子少川。翁餉のふういぬる形の陸子をして少川はわを陸子とあて

木匠交々をみよそあり

續拾卷

たいん町の壺小者の山つくとれそ物多ふおをみ物

何ふのこはりし客のうたゝき井又や糸山とありん
 周防内侍

紫
宸

殿

南階



公事根元曰正月七日白馬公
及此年申の邪氣を除く
仁明帝義和元年正月初て
豊樂院おかり一備一
白馬公及此年と云

左次將

上十七

年申の
ねのんれ
色ふふぬ
まふふ
引んた
子日
あふん

如阿

鳥
瓶
子

小
隨
身

右
次
將



橘



ふ八馬形の像子と云はれいふて像子にあらそ木を三てんとみそある

○後涼殿コウリョウテン九間 後涼殿の北あり。此殿の西庇を御厨子所とす。

伊勢物語 一、うし男は涼殿のたふぬをうたふたはるやんやあらん
は局よりいふれ竹公志のふくやいふくはるよりいふれははる
續古今 けふれ竹公志のふくやいふくはるよりいふれははる
業平

○弘徽殿コウキテン七間 後涼殿の北あり。三代實録白元慶六年二月廿八日 天皇弘徽殿前ふ於て

禁祕御鈔曰 弘徽殿上御局ハ御行ナリ有所也女御更衣可奏上

○登花殿トウカテン七間 弘徽殿の北あり

己上六殿起于西南行于北西皆于午建之

○昭陽舍セウヤウシャ五間 麗景殿の東あり。春宮の侍を所り。み梨壺とす。

梨ついの音はわとよとす。み梨のうらんふはのうらん 家長

○淑景舍シュケイシャ五間 宜陽殿の東あり。み桐壺とす。

○飛香舍ヒコウシャ五間 後涼殿の乾あり。み藤壺とす。

延喜御時飛香舍小て藤の宴あり。 家集

○凝花舍コウカシャ五間 飛香舍の北あり。み梅壺とす。

凝花舍の梅さつりぬをえん。み梅壺とす。 清慎公

後後撰 しろくはちけの梅さつりぬのまはひきぬらん 前太政大臣

○襲芳舍シウホウシャ五間 凝花舍の北あり。み雷壺とす。

雷壺とす。み雷壺とす。み雷壺とす。 季保

古今 かくたうり情とそみねをみはる小孫とほとらん人まとうた 躬恒

○同北舍

已上六舎起于南行于北卯酉建之此内擬花舎飛香舎不載弘仁九年
勘文後代所造加之云云於本集出

○桂芳坊朝平門の内なり女堅所
又樂所と云

○華芳坊桂芳坊の
東なり

○蘭林坊玄輝門の
北なり

○左掖門春興殿の南なり
東壁垣門と云

○右掖門安福殿の南なり
西壁垣門と云

○内衙門陳座ふ
あり

○恭禮門内衙門の
北なり

○崇明門陳座の南面ふ
あり

○宣仁門西向宜陽殿
なり

○敷政門東向宜陽殿なり
内衙門より下東の方

○明義門南殿の西面
なり

○仙華門南殿の乾ふ
あり

○無名門右青瑣門の南なり
殿上の西南

○神仙門殿上のふなり
明義門より下西の方

○左青瑣門宜陽殿の東
なり

○右青瑣門神仙門の内ふ
あり

○化德門綾綺殿の北
なり

禁中殿舎異名

○南殿紫宸殿 御後
北座なり

○東庇御膳宿
西座なり

○中殿信涼殿
なり

○内侍所温明殿
なり

○后町常寧殿の
南なり

○御匣殿貞觀殿
なり

○弓場殿校書殿の
東なり

○陣座左近八日華門の内
右近八月華門の内

○鳥曹司南殿の異隅の
外なり

○兵衛陣左ハ宜陽門
右ハ陰明門

○白馬陣春花門の
南なり

○衛門陣左ハ建春門
右ハ宜秋門

○縫殿陣朝平門より
北を北の陣と云

八省院ハ天子臨期尋位及諸司告朔所へ一名朝堂院又中臺と號す

皇居の午未の方へ東は太政官西は豊樂院北は中和院あり。中務省式部省。民部省。兵部省。刑部省。大藏省。宮内省治部省等此官人集會の御殿あり。

○應天門三向閣當院南面の正門五向三戸名義ハ易上象傳曰應于天而時行。又此詩大雅篇曰迺立應門將將將將註

曰王^之正^門曰應門鄭箋曰朝門曰應門
又周禮匠人職亦以名義出天子
額弘法大師書。本朝神仙傳

日。大同二年十月大師より歸^カりて。病^カを^レ加^ヘせり。

一 加。もろこしでも御殿の型コラカバの如く備作キおふふ王右軍ワユクニと云ふ

テ
カ
キ
手
書
の
物
に
も
年
久
く
ぬ
り
て
腐
小
ふ
き
を
又
改
め
ら
れ
し
後
年

大所カキ不書ミカトの。と後イッすの事フデやじあひるん五の等ひ者や認る

みぎのあしより登り飛降りて又降りて人おひき。

みぎのあしより
取^{とり}りて坐^{カゼ}
ふ飛^{トビ}
けきもつ
夜^ト
又座^{カキ}
なるふ人出ひる。

もろく人五等^{ゴロウ}和尙^{ワウ}と賞^{カウ}多^タ。其^シ國^{クニ}小^コ邦^{ハツ}にのみ帝都^{タイリ}三^{サン}門^{モン}の額^{カシ}に

書ふべしや。扱又應天門の額に之を記すべし。上のすゝも、魚を忘るべし。

去冬門小打之後。見子孫心オノココロ驚然。遂欲オノココロあげ上たす。一之

其所不流きふれ 忍人 子子うちあふふ 斗半かたうく 傳々々々

○長樂門 モウラクモン 應天門の東にあり
 一名左廂門と云ふ

○永嘉門 ユイカ 應天門の西にあり
 一名右廂門と云ふ

○大極殿 朝堂院の正殿あり。又宸大殿ともつゝ北の方中央あり。額ハ敏行朝臣書し。江談抄に見えり。又本朝文粹曰天慶の初メ天子右座

相^{ソウ}小^コ勅^{トク}一^ニ大^{ダイ}極^{キョク}前^{ゼン}殿^{テン}を依^ヨ復^{フク}セ^ルめ^ルち^ルを明^{メイ}堂^{ドウ}と^ス倚^ヨふと^ス明^{メイ}堂^{ドウ}の名^ナ義^ギハ
禮^{レイ}記^キ半^{ハン}る昔^{カキ}者^ヲ周^{シュウ}公^{コウ}朝^{テウ}諸^{シュ}侯^{コウ}于^ニ明^{メイ}堂^{ドウ}之^ノ位^イ天^{テン}子^シ負^フ斧^ボ依^ヨ南^{ナン}鄉^{コウ}立^ツ

○小安殿 大極屋の後より

○龍尾道 大極屋（進む）石階より

○蒼龍樓 カワリタロウ
これと龍尾道の
東樓とよみ八間

○白虎樓 ニヤクコロウ
これと龍尾道の
西樓とよみ八間

○栖鳳樓 應天門の外、東樓、
方四間

○翔鸞樓 同門の
方四間 西樓

○翔鸞樓 同門の西樓へ

○含耀門 章德門の外れ 東門より	○會昌門 應天門の内ふち 右内門より五間三戸	○興禮門 會昌門のふち 右廂門より	○章善門 西南の外門より 五間三戸	○盛化門 宣政門の南ふち 東右廂門より	○通陽門 宣政門の北ふち 東左廂門より	○廣義門 白虎樓のふち ふち	○宣光門 蒼龍樓の北 ふち	○壽成門 光範門の北 ふち	○西華門 大極殿のふち 覆通廊の西の門へ
○章義門 興礼門の外 ふちより	○章德門 會昌門の東ふち 左廂門より	○敬法門 章善門の南ふち 西左廂門より	○顯親門 章善門の北ふち 西右廂門より	○宣政門 東南の外門より 五間三戸	○永陽門 蒼龍樓のふち ふち	○昭訓門 宣光門のふち ふち	○光範門 白虎樓の北 ふち	○東福門 大極殿の東ふち 覆通廊の東の門へ	○昭慶門 北面の外門へ 五間三戸

○嘉喜門 昭慶門の東 ふち	○永福門 昭慶門の西 ふち	拾芥抄曰 己上載弘仁勅文	○豐樂院 八省院の ふち	○豐樂殿 當院の正殿あり 北の中央より	○消暑堂 豐樂殿の北ふち は所にて行せし所、所と抄不出	○顯陽堂 典豆承殿の東ふち 十九間	○承觀堂 豐承殿の西ふち 十九間 名勝志に永觀と書しハ誤あり	○觀德堂 顯陽堂の南にあり 十九間
---------------------	---------------------	-----------------	--------------------	---------------------------	-----------------------------------	-------------------------	---	-------------------------

豐樂院ハ天子宴會所とては所にて觀射あり故に射場殿とて

拾芥抄ハ馬場殿と書し中且室と云ふも其非ありん

大嘗會五節等

閣前西堂とて

左内堂とて

○明儀堂

正觀堂の南より右内堂より

○延央堂

儀鸞門の外にあり外東堂より

○招俊堂

同 門の外にあり外西堂より

○東花堂

清暑堂の東より

○西花堂

同 堂の西より

○栖霞樓

正殿の東北にあり

○靈景樓

正殿の西北にあり

○豊樂門

南面の正門あり

○禮成門

豊和門の東にあり

○崇賢門

豊和門の西より

○延明門

東面外の大門口

○陽祿門

延明門の北にあり

○舍利門

延明門の南より

○萬秋門

西面外の大門口

○福禮門

延明門の北より

○立徳門

延明門の北より

○儀鸞門

豊樂殿南面の中門より

○高陽門

儀鸞門の東より

○嘉樂門

儀鸞門の西より

○開明門

舍利門の南より

○陽徳門

立徳門の南より

○青綺門

正殿の東より

○白綺門

正殿の西より

○逢春門

青綺門の東より

○承秋門

白綺門の西より

○不老門

北面外大門口より

文木 寺娘 北門をへりて寺娘の北にあり



中和院

禁裏の西北方より

江次弟曰

神今食成時御腰輿

神嘉殿

中院の正殿

中和門

中院の南門

江次弟曰

新嘗祭神嘉殿東南有四間屋

下署

武德殿

豐樂院の北より

騎射競馬

長生殿

拾芥抄曰少納言入道結構中署豐樂院門同名故自土御門北

朗詠

長生殿裏春秋富不老門前日月遲

真言院

八省院の北より御侍伝言所

狀云伏乞自今以後一依經法講經七日之時將擇解法僧二七人沙
彌二七人別莊嚴一室陣列講尊像莫布供身持誦真言然則顯密二
趣契如來之本意現當福聚獲諸尊之悲願
帝王編年記曰兼和元年寅始置真言院於宮中為鎮護國家
五穀豐饒每年限二七日被修法云云公事根源曰云々令別署よりハ
昭々昭々

續千載

真言院の花は法法一

みいの世はほよよとむへたをさつりさつり

法皇

宴松原

宜陽殿の北より

○是より下皇城の外洛陽長安此諸院あり

朱雀院

長安朱雀西三條南四條北
南北四町東西二町の間なり
に條後院と號し累代の仙院なり

菅原文卿

閑居屬於誰人紫宸殿之本主也

秋水見於何處朱雀院之新家也

朱雀院の條此あり
みやうとありまうおはあき若をさひそ

いさうれあはれいせ極り人ほそあはさひそ

神泉苑

洛陽公宮西二條南三條北
南北二町東西二町の間

天子遊覽一々御殿あり

乾臨閣

いふハ當院の正殿入他意あり巨勢金岡庭中の

手抄り
ふ早振神の泉此のころや花をみゆたのころめたり 宗時

○大學寮 二系南二系北門北神泉苑西 北所ハ唐の國子監に准し

京都の御學問所也遠近の諸生に集り食物新舊ハ

天子より賜ふ寮の内ハ東西二曹あり東曹ハ管丞相天神の御流

あり西曹ハ大紅維時の流あり職原鈔曰大學寮四道儒士出身の處ハ

和漢最重職なり紀傳明經明法算道を四道といふ又當寮ハ先聖先師

九哲安室春秋二仲ハ釋奠次第東西二曹ハ管江の二系共曹主なり諸氏

出身の儒道は二家ハ訪ふ而已寮の頭ハ儒中の撰ハ當寮の司官ハ大學頭と

唐名 助 推 允 大小 ○博士 一人 唐名大學博士 助教 二人 直講 二人 音博士 二人 國子監 書博士 二人 書學博士 ○明法博士 二人 律學博士 華博士 二人 學士 四百人 音韻儒 書博士 書學博士

上七

文章生 一人 得業生 十人 學生 三十人 云 延喜式曰大學寮の博士に

夏冬時服を給ふハ日本の國毎に學問所あり博士醫

師各一人其學生大國五十人上國四十人中國三十人下國二十人ハ

五分の四不定ハ 醫生大國四十人上國三十人 中國二十人下國十六人

大學寮にハ春秋二仲ハ釋奠あり毎年二月八月上丁日先聖先師ハ

從九哲を祀るハ折本朝釋奠の始ハ 文武天皇大寶元年二月丁

巳日初よりを給ふ其後 光仁天皇寶龜三年の比右大臣吉備公釋奠

の具儀然昔に依り禮典器物等嚴重ハ因色ハハハ續日本紀ハ

本朝釋奠の式ハ享日未明ハ刻ハ郊社令其屬乃ハ備司ハ卒ハ先聖此

神座を廟室の内中楹の間ハ設ク先師顔子ハ首座リ國子寮より

本朝釋奠先聖先師九哲圖

冉有	仲弓	冉雍	閔子騫	先師	先聖	李路	宰我	子貢	子游	子夏
----	----	----	-----	----	----	----	----	----	----	----

園韓神內裏并小春やのりて當る。又ハ其日小當れる三牲免等ハ止らる。五寸以上の鯉鮒五十雙をとりひらる。三牲其外魚は等と六衛府より進む。陳設の品々執事の負板何れも延喜式に詳あり。

以下冉有をひきつゝ四座を。文宣王の東に設く西を上座とす。又季路より已下子夏までの五座ハ文宣王に西に設く東は上座とす。十一座何れも南に向ふ。其牲ハ三牲免あり。三牲大鹿小鹿豚各加臘醢醢。中華して三牲とす。ハ牛羊豕なり。本朝より此替用ひらる。又二仲の丁日小

上元八

釋奠ハ禮記文王世子篇にあり。凡始立學者必釋奠于先聖先師。註曰周公也。

○大學寮の四社ハ三糸の山神泉苑町の西へは荒廢の後寛永年中に遷んで大樹より酒井彦子賜て諸儀第一なり。或曰其にや大學寮と銘を鑄する石手水鉢なり。後世何るへ移しん今あり。

○勸學院 三糸の北壬生通の西 初々新ハ藤左大臣を嗣公の館舎あり。

○殿后學校 藤原氏公卿此學同所なり。同氏の内辨官の人を

ひき別當なり。今旧興ハ四条大宮の如雀森より後世

○辨學院 勸學院の如一方一町 七所ハ源氏公卿の學同所なり。在原

行平卿上奏ふより造宮なり。一。源氏長者公卿並ニ辨別當

なり。又學頭年舉なり。

○弘文院 舊跡は後の北の方一町 七所ハ和氣氏の學同所なり。初ハ和氣清曆

○淳和院（金）長安西條の西へ旧趾ハ、（金）の院は春月社あり、（金）天長上皇（金）帝（金）離宮ハ宮のひ（金）仙院に
ナレ西院ト号ス。或曰橋太后宮也。新（金）其後源氏の學問所ナリ別當有

○^{サクレ}學館院長^{ミキヤギ}三系^{シゲヨウ}の南方宮東^{ミナミノミヤ}
方一所^{ヒトコロ}に舊趾^{キウジ}定むるに生所^{ナマタチ}、橘氏の學子同死之初^{ハルニ}、^{ヤマノ}嵯峨^{カキ}事此
^{ミコトノ}御后檀林^{ミコトノ}皇后橘氏^{ミコトノ}こそ殊ふ秀才^{ヒラサイ}不勝しくなれん師舍^{シヤ}中の右大臣
^{ウケミ}氏公卿と相識^{アイギ}しむて此地を造ませり。かの卿右大臣こそ當院此
^{タリ}別當公系帶^{タリ}——橘氏長者と稱は

穀倉院長安二像南朱雀西東西^ノ畿内其外諸國の銅錢無主の位職
田及び没官田太宰の稻等の諸庄物に細^ニ所^ニも^テなる大同二年
當院^ノ代造^ニなる

上元丸

○施藥院俗陽九家坊門南西個院の東ニ
旧趾を施院と云ふ為院、藤原氏の祖先上奏
 小、所以諸國此業、終に收失。而亦、善く老衰し、之を振建ヨミヨミと云フ重。
 又ハ孤獨、魯氏所、示、於て保育、何、如、

○悲田院鴨川の西北畔は新ハ施ヤ茶院の別所。延喜式曰京中路を北
 痛者ハ孤子ハ九ハ箇ハの條ハ令ハ改ハ仰ハ之ハ其ハ号ハ所ハ遇ハ之ハ所ハ便ハ隨ハ之ハがハ依ハ
 施茶院及び東西の悲田院ハ珍ハ之ハ道ハ々々ハ云々

○左京職 洛陽三条坊門南朱雀通の東より方一町
職員令曰 京師戸口の名籍或は市姓は字義一。所部は糾察一。存
義を貢舉一。田宅は雜徭一。良賤の訴訟市厘の度量倉庫廩
租調兵士の器仗道橋の遺所。闡遺の雜物僧尼の名籍等の事ハ

掌は職なり云

○鴻臚館 朱雀の東七條坊門の南に東鴻臚館あり 原氏に海抄曰遷都此

る。先玄々番寮に置。弘仁以來東鴻臚館を空に賜ひて東寺

に。西鴻臚館に守敏賜ひて西寺に。其後七條の北朱雀の東西に西鴻

臚館と造るなり。云は所ハ異國より来朝の賓客に止在りて

卿食應の官署なり。されば玄々番寮と號し。司官は玄蕃頭と

號す。唐名 名義ハ中國及び新羅百濟高麗より来朝の旨趣は

天子へ奏する公廨なり。漢書曰四方蠻夷に當ふを大鴻臚とす。

劉熙曰鴻大なり。臚ハ陳へ大ニ禮を以て賓客に序陳せん。一説

ハ鴻ハ魯なり。臚ハ魯の侯とん。魯の出は斯の臚の上ふぬれなり。

有るちれを臚といふ。異國の通事にあらはれ故に互に敵身を相傳ふ。此ハ

朗詠集

於鴻臚館饒北客

前途程遠馳思於鳳山之暮雲

後會期遙霑纓於鴻臚之曉淚

後江相公

○羅城門 平安城外郭南面の正門なり。朱雀通門云九條大路。今四條

礎石遺る。其の東の奥に今に至る。小なり其南ハ往還道なり。名羽の伝る。之

我暇を經る山崎の閑所なり。其街道に上る所の端より西南に至る。其

俗ハ唐街道と云ふ。又世極向明神公行てまゐる。山崎の閑所。是山陽南海兩道の

喉口。日本紀曰 天武天皇紀八年十一月難波都築羅城云。羅城ハ

名義三代實錄拾芥鈔云。其説詳なり。其處より西羅城ハ總曲輪の



號へ通鑑曰唐紀宗紀不後時克羅城胡三省の註小羅城と外の大城と
 又唐書高祖本紀曰築京師羅郭起觀九門云朝鮮訓蒙堂會曰
 稱外郭乎羅城又羅城を二の九と譯と外郭の番兵は羅率をふ
 羅絡の義なりと云は諸説を羅城の訳諦めし京域總郭は
 門といふ事あり



京の各都府を終

上三尾

二卷



A dark, heavily stained and discolored page, likely a flyleaf or endpaper, showing significant water damage and mold. The page is mostly black and grey with some lighter, brownish areas, indicating severe deterioration.

